

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年3月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	和泉市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikaku/osirase/1408949932802.html">http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikaku/osirase/1408949932802.html</a>

執行機関名 和泉市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年和泉市条例第53号)別表第1 第3の項 和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上のために必要な措置</u> を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、 <u>生活の安定及び児童の健全な育成</u> に寄与し、もって <u>ひとり親家庭の福祉</u> の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号) 和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年和泉市条例第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第4条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る <u>事実</u> についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成の申請に係る <u>事実</u> についての <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	イ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		